

## 「北九州市の地域福祉2011～2020」策定後に施行された関係法令等

施行年月	法令・計画	内 容
平成24年 9月策定	高齢社会 対策大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者社会対策基本法に基づき政府が定める指針</li> <li>■ 6つの基本的考え方               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「高齢者」の捉え方の意識改革</li> <li>② 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立</li> <li>③ 高齢者の意欲と能力の活用</li> <li>④ 地域力の強化と安定的な地域社会の実現</li> <li>⑤ 安全・安心な生活環境の実現</li> <li>⑥ 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現</li> </ol> </li> </ul>
平成24年 10月	障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対 する支援等に関する 法律 (障害者虐待防止法)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定</li> <li>② 障害者の虐待の防止に係る国等の責務</li> <li>③ 障害者虐待の早期発見の努力義務、速やかな通報義務</li> <li>④ 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の防止及び養護者に対する支援</li> </ol>
平成25年 4月	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律 (障害者総合支援法)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害者の範囲に難病等の追加</li> <li>② 障害支援区分の創設</li> <li>③ 重度訪問介護の対象拡大</li> <li>④ 地域移行支援の対象拡大</li> <li>⑤ 市町村が障害福祉計画を作成する際の障害者ニーズの把握の努力義務化</li> </ol> <p>※②～④については、平成26年4月施行。</p>
平成26年 1月	子どもの貧困対策の 推進に関する法律  子どもの貧困対策に 関する大綱 (H26.8.29閣議決定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの学習支援、食事・栄養状態の確保、居場所づくり、多様な体験活動の機会提供</li> <li>② 子どもの就労支援(児童養護施設退所児童、定時制高校通学者、高校中退者等)</li> <li>③ 保護者の就労支援、自立支援、健康確保、養育費の確保に関する支援</li> <li>④ 児童相談所の相談機能強化、職員の資質向上</li> </ol>
平成27年 1月	認知症施策推進 総合戦略 (新オレンジプラン) 策定	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</li> <li>② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</li> <li>③ 若年性認知症施策の強化</li> <li>④ 認知症の人の介護者への支援</li> <li>⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進</li> <li>⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進</li> <li>⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視</li> </ol>

施行年月	法令・計画	内容
平成27年 1月	難病の患者に対する 医療等に関する法律 (難病法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療費助成制度の法定化</li> <li>②難病対策地域協議会の設置</li> <li>③難病に関する正しい知識を持った医療従事者の養成</li> <li>④難病患者に対する必要な配慮等に関する国民の啓発</li> <li>⑤都道府県に難病相談支援センターを設置</li> <li>⑥医療費助成や医療・福祉サービスの各種手続きの簡素化</li> </ul>
平成27年 4月	生活困窮者 自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自立相談支援事業 (就労・自立に関する相談・情報提供、就労訓練のあっせん、支援計画の作成)</li> <li>②住居確保給付金の支給</li> <li>③就労準備支援事業(就労訓練)</li> <li>④一時生活支援事業(宿泊場所、食事の提供)</li> <li>⑤家計相談支援事業 (節約に関する継続的な指導、資金の貸付のあっせん)</li> </ul>
平成27年 4月	改正介護保険法	<p>■医療介護総合確保推進法による法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括ケアの構築に向けた地域支援事業の充実 (在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化、生活支援コーディネーター)</li> <li>②予防給付を地域支援事業に移行</li> <li>③特別養護老人ホームを要介護3以上に重点化</li> </ul>
平成28年 4月	障害者差別解消法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮</li> <li>②障害者差別解消支援地域協議会の任意設置</li> <li>③行政機関等の対応要領の作成(努力義務)</li> </ul>
平成28年 4月	改正障害者 雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用分野における差別的取扱いの禁止</li> <li>②事業主に対する合理的配慮の提供義務</li> <li>③法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加(平成30年4月施行)</li> </ul>
平成29年 4月 (一部、 平成28年 4月)	社会福祉法等の一部 を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉法人制度の改革 (ガバナンス・財務規律強化、透明性向上、地域における公益的な取組を実施する責務、行政関与のあり方)</li> <li>②福祉人材の確保の促進</li> </ul>